

仕 様 書

請負の表示 大阪大学医学部附属病院・歯学部附属病院の寝具供給及び洗濯業務

(仕 様)

1. 請負の概要

本業務は国立大学法人大阪大学医学部附属病院及び歯学部附属病院で患者に提供している基準寝具類を供給し、洗濯する業務である。

2. 請負の期間

令和3年4月1日～令和4年3月31日（なお、契約期間満了日の3ヶ月前までに発注者及び受注者のいずれか一方から契約終了の意思表示がない場合、引き続き契約期間を1年間継続するものとする。ただし、契約期間の全期間は令和6年3月31日を越えないものとする。）

3. 仕様の詳細

- ・ 請負の実施場所 国立大学法人大阪大学医学部附属病院内・歯学部附属病院内及び受注者の施設内
- ・ 請負の実施時間 8時00分～16時00分
- ・ 業務の内容 別紙「業務の詳細」のとおり
- ・ 業務の年間予定数 寝具供給年間予定数及び掛布団外洗濯業務年間予定数のとおり

4. その他

- ・ 受注者は、医学部附属病院が理念に定めた「良質な医療を提供する」こと、及び公益財団法人日本医療機能評価機構の定める認定基準を達成している医療機関であることを認識し、医学部附属病院の業務方針に協力できる者であること。
- ・ 受注者は、過去3年間に内科・外科など主要な診療科数10以上及び病床数800以上の医療機関において同様の業務の請負実績が1年以上あること。
- ・ 受注者は、病床数800以上の医療機関での寝具供給業務の経験が1年以上ある業務要員を1名以上配置できる者であること。
- ・ 受注者は、クリーニング業法第5条第1項の届け出をしていることを証明した者であること。
- ・ 受注者は、「一般財団法人医療関連サービス振興会」より医療関連サービスマークの認定を受けた者であること。
- ・ 受注者の業務代行保障業者が一般社団法人日本病院寝具協会であること。
- ・ 受注者は、本院が医療の安全を確保するための措置を講じていることにより、業務要員の名簿を提出すること。また、変更の際は速やかに届け出ること。なお、業務要員の名簿には流行性ウイルス感染症（麻疹・風疹・水痘・流行性耳下腺炎）に対するワクチンの接種歴を記載すること。
- ・ 受注者は、業務要員の中から受託責任者1名を指定し、業務の管理、関係部署との連絡調整及び業務要員の指導を行わせること。
- ・ 受注者は、業務要員に対し業務請負に係る教育及び研修を行うこと。
- ・ 業務要員は、受注者が用意する所定の衣服及び名札（写真付き）を着用し、患者等に不快感を与えないよう言動に注意し作業すること。また業務中に疑義が生じた時は、受託責任者を通じて管理課用度第二係に連絡し協議の上対応すること。
- ・ 受注者は、医学部附属病院が実施する感染管理に係る教育・研修で配布された資料を発注者より受け取り、感染に関する対策を講じるものとする。

- ・受注者は、常に業務要員の健康に留意し、定期（年1回）に健康診断を行いその結果を報告すること。
 - ・受注者は、業務要員に毎年11月中にインフルエンザワクチンを接種させることが望ましい。また、受注者は、業務要員に流行性ウイルス感染症（麻疹・風疹・水痘・流行性耳下腺炎）に対するワクチンを必ず2回接種させるものとする。但し、既に1歳以後に各流行性ウイルス感染症に対するワクチン接種が2回終了している場合は、ワクチンの追加接種は不要である。また、アレルギー等により接種できない者については、受注者は本院に書面にて当該業務要員の氏名及びワクチンが接種できない理由を明らかにするものとする。
- ※体液曝露の多い業務に従事する者は、肝炎（B型）への感染を防ぐためワクチン接種を行うこと。また、アレルギー等により接種できない者については、可能な限り体液曝露の可能性のある業務には従事させないこととする。

※受注者は流行性ウイルス感染症および肝炎（B型）に対するワクチンの接種状況を本院に報告すること。

- ・受注者は、業務上の事故に対する賠償責任保険などに加入すること。
- ・受注者は、故意又は重大な過失により発注者に損害を与えた場合、これに要する費用は受注者の負担とする。
- ・業務要員は、業務に従事中、負傷・急病等の事故発生があった場合、救急に必要な協力を発注者側に求めることができる。
- ・受注者は、発注者が貸与した控室などを善良な管理のもと大切に使用し、契約終了後は直ちに返還すること。
- ・受注者は、関係法令の改正等により業務の増減が生じた場合は、医学部附属病院契約担当者と協力して別紙「業務の詳細」に加筆・訂正等を行い履行するよう努めること。
- ・受注者は、次年度の受注者が異なった場合は、業務の引継を丁寧に行い、業務の遂行に支障を来さないよう協力すること。
- ・その他詳細については、医学部附属病院契約担当者と協議すること。

業 務 の 詳 細

概要

- ・病院は特殊な環境（入院患者臨床、診療行為等）であるため、診療に支障のないよう留意し、本仕様書に基づいて、寝具類供給及び洗濯請負を行うものとする。
- ・受注者は、寝具類（別紙1）を供給しなければならない。規格、品質については、同等品以上とする。
- ・受注者は、必要な病床及び指定するすべてのベッドに寝具類を常に据え付けるものとし、かつ洗濯予定数量を洗濯できる寝具類を契約期間、常に保有しなければならない。
- ・運搬に当たっては、特に静かに行うものとし、細心の注意をもって確実、迅速に行うものとする。
- ・洗濯は、本院の各病棟より回収した使用済み寝具類について、受注者の工場において行うものとする。
- ・洗濯に当たっては、汚れを充分落とし、生地を損傷せぬよう充分留意し、洗剤は良質のものを使用すること。
- ・すすぎは充分に行い、洗剤は残らぬようにすること。
- ・洗濯は石鹼洗浄煮沸（80℃以上）で行い、仕上は内訳（別紙2）により行い、種類別に枚数を明らかにし医学部附属病院清潔リネン庫（L階）と歯学部附属病院内病棟リネン室（清潔用）に納品する。なお、石鹼洗浄煮沸（80℃以上）ができない寝具類については、消毒処理を行ってから常温（40℃以上）にて洗濯処理を行うものとする。
- ・医学部附属病院納品分については、各病棟リネン庫内在庫を確認の上、清潔リネン庫（L階）より各病棟リネン庫に運搬するものとする。
- ・医学部附属病院での運搬にあたり基本的には東西業務用エレベーターを使用する。ただし、悪天候の場合は中央エレベーターの2号機及び3号機を使用する。エレベーター使用の際には、患者を優先し、特に扉の開閉に注意すること。

詳細

1. 受注者は、医学部附属病院各病棟及び歯学部附属病院に、1床につき最低、次の数量の寝具類を納品しなければならない。
掛布団1枚・マットレスパット・肌掛布団1枚・枕1個・敷布1枚・包布2枚（掛布団、肌掛布団用）・枕カバー1枚・ドローシーツ1枚・毛布1枚（東2階のみ）。6～9月は掛布団を原則使用しない。ただし、血液浄化部には、1床につき、肌掛布団1枚・枕1個・敷布1枚・包布2枚（肌掛布団、毛布用）・枕カバー1枚・毛布1枚を納品することとする。
2. 寝具類の納品については、布団類及び枕が退院の都度及び必要の都度、交換されるので、各病棟と適宜打ち合わせを行い、各病棟での交換業務に支障がないよう、清潔リネン庫の棚定数の管理を行い、納品すること。
3. 受注者に対し、各病院内において、寝具類保管場所及び、必要により業務要員の常駐場所を提供する。なお、医学部附属病院における常駐業務要員数は平日6名以上、土曜日5名以上、日曜・国民の祝日は4名以上とすること。
4. 寝具類は、各病院指定場所及び什器備品において、業務要員が次の方法により納品、回収するものとする。

- イ. 医学部附属病院においては、月曜日から日曜日の間（1月1日を除く国民の祝日・振替休日等を含む。）に、清潔リネン庫（L階）から各病棟リネン庫まで運搬すること。
 - ロ. 歯学部附属病院においては、週2回（火・金曜日とする。）病棟リネン室（清潔用）まで運搬すること。
 - ハ. 医学部附属病院については、使用済みカートに入っている寝具類を毎日2回（ただし1月1日を除く、国民の祝日・振替休日等を含む午前8時から午後4時30分。）病棟から不潔リネン庫（L階）まで運搬すること。
 - ニ. 清潔寝具類及び使用済み寝具類の運搬については、各々専用の台車（病院が保有しているL階リネン庫においてある台車）を使用すること。また、使用済み寝具類の運搬については、覆布等で覆って運搬すること。
 - ホ. 各病棟で使用する掛布団・肌掛布団・枕は、清潔リネン庫（L階）において、それぞれカバー（包布・枕カバー）を掛けること。
 - ヘ. ベッドセンターにおいては、不潔リネンの回収を行うこと。
5. 各病棟の寝具類の定期交換は、原則次の日程表により行うものとし、退院患者分と併せて各病棟にて使用済み寝具類を回収し、リネン庫へ清潔寝具類を納品すること。なお、臨時として交換する場合も同様とする。

医学部附属病院・歯学部附属病院

交換日	病棟名等
月	東12・13、西9・13
火	東3・11、西10・11、歯学部附属病院
水	東7・10、西5・8
木	東5・6、西6・12
金	東2・8・9、西7、歯学部附属病院、リハビリテーション部
土	オンコロジーセンター棟
適時	高度救命救急センター、総合周産期母子医療センター、集中治療部、血液浄化部

- 6. 寝具類の納品、回収は、病棟内の業務の妨げにならないよう行うものとする。
- 7. 寝具類の衛生管理等については、発注者の指導、監督及び検査を受けるものとする。
- 8. 寝具類の供給数量（病床数）の算出に際しては、患者の入院日から退院日までの入院日数とする。ただし、次の場合は控除するものとする。
 - イ. 治療上、保育器に収容した場合の収容日数

医学部附属病院

品名	1床 あたり 必要数	規格	
		寸法(巾×長)	品質
	枚	cm	
掛布団	1	140×195	純綿細布120本晒 合繊綿1.6kg
掛布団(小)	1	110×140	純綿細布120本晒 合繊綿1kg
ベビー用掛布団	1	70×50	純綿細布120本晒 合繊綿0.5kg
ベビー用敷布団	1	65×45	純綿細布120本晒 合繊綿0.5kg 楕円形
マットレスパット	1	100×200	T/C208本フロード 合繊綿1.2kg SEK制菌加工
マットレスパット(小)	1	80×155	T/C208本フロード 合繊綿0.7kg SEK制菌加工
肌掛布団	1	140×200	綿35% ホリエステル65% ダウンブルーフ加工 SEK制菌加工
毛布	1	140×200	アクリル100% 防炎/帯電防止加工
枕	1	28×45	T80/C20#40 224本以上ノンダンプ ウォッシュブル綿+抗菌パイロン SEK制菌加工
枕(小)	1	25×40	T/C121本晒 筒袋型中材ソフトパイロン0.5kg
敷布	1	182×315	T/C121本晒 両端ミシどめ
包布	2	148×207	T/C121本晒 袋型中開き紐1カ所付
包布(小)	2	110×140	T/C121本晒 袋型横開き紐1カ所付
ベビー用敷包布	1	70×50	T/C121本晒 袋型横開き紐1カ所付
ベビー用掛包布	1	72×52	T/C121本晒 袋型横開き紐1カ所付
枕カバー	1	40×67	T/C121本晒 筒袋型1方開き
ドローシーツ	1	130×180	T/C121本晒

歯学部附属病院

品名	1床 あたり 必要数	規格	
		寸法(巾×長)	品質
	枚	cm	
掛布団	1	140×195	純綿細布120本晒 合繊綿1.6kg
掛布団(小)	1	110×140	純綿細布120本晒 合繊綿1kg
マットレスパット	1	100×200	T/C208本フロード 合繊綿1.2kg SEK制菌加工
肌掛布団	1	140×200	綿35% ホリエステル65% ダウンブルーフ加工 SEK制菌加工
肌掛布団(小)	1	140×100	綿35% ホリエステル65% ダウンブルーフ加工 SEK制菌加工
枕	1	28×45	T80/C20#40 224本以上ノンダンプ ウォッシュブル綿+抗菌パイロン SEK制菌加工
敷布	1	160×285	T/C121本晒 両端ミシどめ
包布	2	148×207	T/C121本晒 袋型中開き紐1カ所付
包布(小)	2	110×140	T/C121本晒 袋型横開き紐1カ所付
枕カバー	1	40×67	T/C121本晒 筒袋型1方開き
ドローシーツ	1	130×290	T/C121本晒

令和3年度 寝具供給及び掛布団外洗濯業務年間予定数

寝具供給

単位:床

		予定数量
1	4月、5月、10～3月	222,650
2	6～9月	104,250
3	血液浄化部(透析)	5,110
4	オンコロジーセンター	6,210
	計	338,200

掛布団外洗濯業務

単位:枚

	品名	予定数量
1	掛布団	17,590
2	掛布団(小)	2,170
3	ベビー用掛布団	1,040
4	ベビー用敷布団	80
5	マットレスパット	3,300
6	マットレスパット(小)	1,570
7	肌掛布団	23,800
8	肌掛布団(小)	250
9	毛布	120
10	枕	39,660
11	枕(小)	2,250
12	敷布(医学部附属病院)	74,510
13	敷布(歯学部附属病院)	3,310
14	包布	80,710
15	包布(小)	3,380
16	ベビー用敷包布	70
17	ベビー用掛包布	1,210
18	枕カバー	83,150
19	ドロースーツ(医学部附属病院)	43,000
20	ドロースーツ(歯学部附属病院)	1,880